

鹿児島県過疎地域持続的発展方針の概要について

1 県方針策定の背景

(1) 経緯

- ・ 過疎地域については、昭和45年以来、四次にわたり議員立法として制定された過疎対策立法のもとで各種の対策が講じられた。
- ・ これまで、産業の振興、交通・情報通信・生活環境・福祉等の施設整備、地域医療の確保、教育の機会の確保等に一定の成果
- ・ 過疎地域においては、人口の減少、少子高齢化の進行等他の地域と比較して厳しい社会経済情勢が長期にわたり継続
- ・ 地域社会を担う人材の確保、情報化、交通の機能の確保及び向上、集落の維持及び活性化等が喫緊の課題
- ・ 近年における過疎地域への移住者の増加、革新的な技術の創出、情報通信技術を利用した働き方への取組といった過疎地域の課題の解決に資する動きを加速させることが重要
- ・ 過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が実現するよう、全力を挙げて取り組むことが重要
- ・ 令和3年4月1日から新たに「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「新過疎法」という。）」が議員立法として施行されたことに伴い、「鹿児島県過疎地域持続的発展方針（以下「県方針」という。）」を策定した。
- ・ 令和4年4月1日には、令和2年国勢調査結果が過疎地域の要件に反映され、出水市（旧野田町）が新たに過疎地域に指定されたことに伴い、県方針を改訂した。

(2) 新過疎法の目的（法第1条）

人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを

目的とする。

(3) 本県の過疎地域の状況等

[新過疎法における過疎地域の要件]

過去の過疎対策立法と同様、「人口要件」及び「財政力要件」で判定

[見直しのポイント]

- ・ 長期の人口減少率の基準年見直し（昭和35年→昭和50年）
- ・ 財政力が低い市町村に対する長期の人口減少率要件の緩和
- ・ 旧法の過疎地域を対象に，長期の人口減少率の基準年（昭和35年）の併用など

[本県の過疎地域の状況]

- ・ 県内43市町村のうち42市町村（97.7%）が過疎地域市町村
 - ・ いちき串木野市と霧島市（旧霧島町）が令和3年度から新たに過疎地域
 - ・ 出水市（旧野田町）が令和4年度から新たに過疎地域
 - ・ 鹿児島市は非過疎地域
- ※鹿児島市（旧桜島町）は，令和3年度から令和8年度までの6年間，経過措置あり。

全部過疎 (36団体)	枕崎市，阿久根市，指宿市，西之表市，垂水市，曾於市，いちき串木野市，南さつま市，志布志市，奄美市，南九州市，伊佐市，三島村，十島村，さつま町，長島町，湧水町，大崎町，東串良町，錦江町，南大隅町，肝付町，中種子町，南種子町，屋久島町，大和村，宇検村，瀬戸内町，龍郷町，喜界町，徳之島町，天城町，伊仙町，和泊町，知名町，与論町
一部過疎 (6団体)	鹿屋市（旧輝北町，旧吾平町） 出水市（旧野田町） 薩摩川内市（旧樋脇町，旧入来町，旧東郷町，旧祁答院町，旧里村，旧上甑村，旧下甑村，旧鹿島村） 日置市（旧東市来町，旧日吉町，旧吹上町） 霧島市（旧横川町，旧牧園町，旧霧島町，旧福山町） 始良市（旧蒲生町）
非過疎 (1団体)	鹿児島市 ※鹿児島市（旧桜島町）は6年間の経過措置

2 県方針の期間

令和3年度～令和7年度（5年間）

3 県方針体系

項 目
第1章 基本的な事項
第1節 過疎地域の現状と問題点
第2節 過疎地域持続的発展の基本的な方向
第3節 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連
⑨第2章 移住・定住・地域間交流の促進，人材育成
第1節 移住・定住・地域間交流の促進，人材育成の方針
第2節 移住・定住・地域間交流の促進
第3節 担い手となる人材育成
第3章 産業の振興
第1節 産業振興の方針
第2節 農林水産業の振興
第3節 地場産業の振興
第4節 企業の立地対策
第5節 起業の促進
第6節 商業の振興
第7節 情報通信産業の振興
第8節 観光・レクリエーションの振興
⑨第4章 地域における情報化
第1節 地域における情報化の方針
第2節 情報化の推進
第5章 交通施設の整備，交通手段の確保
第1節 交通施設の整備，交通手段の確保の方針
第2節 国道，県道及び市町村道の整備
第3節 農道，林道及び漁港関連道の整備
第4節 交通確保対策

項 目	
第6章 生活環境の整備	
第1節	生活環境の整備の方針
第2節	簡易水道，生活排水処理施設等の整備
第3節	消防・救急施設の整備
第7章 子育て環境の確保，高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
第1節	子育て環境の確保，高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針
第2節	安心して子どもを生み育てるための対策
第3節	児童の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策
第4節	高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策
第5節	障害者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策
第8章 保健・医療の確保	
第1節	保健・医療の確保の方針
第2節	保健の確保
第3節	医療の確保
第9章 教育の振興	
第1節	教育の振興の方針
第2節	公立学校施設の整備等
第3節	集会施設，体育施設，社会教育施設等の整備
第10章 集落の整備	
第1節	集落の整備の方針
第2節	集落の整備
第11章 地域文化の振興等	
第1節	地域文化の振興等の方針
第2節	地域文化の振興等
⑨第12章 再生可能エネルギーの利用の推進	
第1節	再生可能エネルギーの利用の推進の方針
第2節	再生可能エネルギーを利用した地域づくり
第13章 市町村間の広域連携等による地域活力の向上	
第1節	市町村間の広域連携の促進
第2節	市町村等への行財政支援